第2次南部町教育振興基本計画 (教育大綱)

一 広い視野をもち

ふるさと南部を支える人づくり―



令和6年度~令和10年度 南 部 町 南部町教育委員会

目 次

I. 第2次教育振興基本計画策定にあたって	
-----------------------	--

3

- 1. 基本計画策定の趣旨
- 2. 基本計画の性格と位置付け
- 3. 基本計画の期間及び進行管理
- 4. 基本計画策定にあたっての考え方

Ⅱ. 南部町が目指すこれからの教育について

6

- 1. 基本理念
- 2. 基本目標
- 3. 具体的施策

Ⅲ. 教育施策の具体的方向

8

1. 人生を豊かにし、ふるさと南部を支える生涯学習・生涯スポーツの推進 8

◎地域住民の主体的学習・健康づくりの推進と拠点の整備

- (1) 町づくりにつながる生涯学習・生涯スポーツの振興
- (2) 生涯スポーツ施設の有効利用と適切な運営管理
- (3) 生涯学習施設の有効利用と多様な学習機会の充実
- (4) 文化財の保護・保全、継承と周知(情報発信と有効活用)の活動

2. 生きる力を育むバランスの取れた学校教育の推進

1 2

◎信頼される学校教育の取り組み

- (1) 地域と共にある学校づくりを目指した教育環境の整備と充実
- (2)「生きる力」を育む質の高い学校教育の創造
- (3) 魅力ある学校を支える指導環境の整備
- (4) 学校教育を担う教職員の指導体制の充実と資質・能力の向上支援
- (5) 生命や人権を尊重し、自らを律し、他者を思いやる豊かな心の育成

- (6) 体験活動の充実、健康・安全指導の充実、体力づくりの充実
- (7) 南部町の自然・歴史・文化・産業を学ぶ「ふるさと教育」の推進
- (8) 児童・生徒の多様な学習ニーズ・現代的課題に応じた教育の推進
 - ①国際理解教育の推進
 - ②情報選択活用及び情報モラル教育の充実
 - ③環境保全教育の推進
 - ④生活安全・交通安全・災害安全の教育推進
 - ⑤相談・支援体制の充実
 - ⑥保・幼・小及び小・中連携推進
 - ⑦キャリア教育・職業教育の推進
 - ⑧SDGsの実現に貢献するESDの推進

3. 教育力向上と学校教育との連携推進

2 5

◎地域全体で健全な子どもを育てるネットワークの確立

- (1)「あいさつ日本一の町」への取組
- (2) 学校・家庭・地域社会・行政の連携による子ども支援と学校の活性化
- (3) 青少年の地域活動、社会活動への参加促進
- (4) 地域全体で見守る、子どもたちの安全・安心な生活確保
- (5) 中学校部活動地域移行に向けての検討

第 I 章 第 2 次教育振興基本計画の策定にあたって

1. 基本計画策定の趣旨

近年我が国では、少子高齢化の進行、国際化、高度情報化の進展、社会全体の規範意識の低下など、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。また、教育においては、 学ぶ意欲の低下や学力の低下傾向、基本的生活習慣の乱れ、いじめや不登校、家庭や地域 社会の教育力の低下など様々な問題が指摘されています。

平成 27 年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、首長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになりました。これを受け、南部町では、平成 27 年に、それ以前からの「第 2 次南部町総合計画」と「南部町教育委員会方針」を基に、「南部町教育大綱」(計画期間は、平成 2 7 年度より平成 3 0 年度までの 4 年間)を策定しました。

この大綱は、本町の基本方針「学びのある心豊かな人生を送る」、「郷土の未来を託す人材の育成」、「地域全体で子育てに取り組む」の3つの主題から成り立っており、南部町の教育振興に関し、国・県の教育施策や「第2次南部町総合計画」との整合性を図る中で、総合的な見地から策定したものです。

また、平成31年2月策定の「第2次南部町教育大綱」(計画期間は平成31年度から令和5年度までの5年間)は、新しい時代にふさわしい教育行政のあり方や、施策の基本的な方向性を明らかにしています。

さらに、様々な教育に関する施策を横断的に捉え直し、その総合的な推進を図るため、 各施策を通じて、取り組みの成果に係わる点検及び評価等のPDCAサイクルを重視し、 より効率的で効果的な教育の実現を目指す目的で、「南部町教育振興基本計画」(計画期間は令和2年度から令和5年度までの4年間)を策定しました。

平成27年4月の法律の改正以来、町の教育行政も大きく変わりました。変わったことの一つに、首長が「総合教育会議」を主催し、教育委員会と教育に関し協議の場を持つことがあげられます。南部町でも、町長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、年3回の総合教育会議を開催し、教育課題やこれからの教育のあり方、町の教育施策の基本理念や目標、取組方針など、活発・有意義な議論を行ってきました。

計画期間中には、新型コロナウイルス感染拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な事態に加え、新学習指導要領の完全実施、一人一台端末整備等のGIGAスクール構

想の急速な進展、令和の日本型学校教育の答申など様々な問題が提起され、これらは第 2次の基本計画に引き継ぐべき大きな課題にもなっています。

令和5年3月の答申された国の「第4期教育振興基本計画」や現在、策定中の「山梨県教育振興基本計画検討会議の内容」等、国や県の動向と町の実情に応じた適切な教育のあり方を見据えながら、教育委員会において基本計画の策定作業を精力的に進めてまいりました。ここに、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする、「第2次南部町教育振興基本計画」を策定します。

この教育振興基本計画は、総合教育会議等で町長部局と教育委員会が方向性を共有して行政に当たることで、①教育に対する地域社会の連携の強化、②一貫した理念に基づく生涯学習の実現、③担当部署それぞれの役割の明確化などを、取り組み全体を通じて重視し、これまで以上に本町の教育施策の推進・発展が図られるものと考えます。

令和6年3月

2. 基本計画の性格と位置付け

教育振興基本計画は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地方教育行政法)」 第1条の3に基づき策定された教育大綱を、総合教育会議において協議・調整し、さらに 様々な取り組みの成果に係わる点検・評価を、より客観的にできるよう教育振興基本計 画に策定し直し、新しい時代にふさわしい教育行政のあり方や、今後取り組むべき施策 の方向性を示すものです。

国は、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整の上、「教育振興基本計画」をもって「大綱」に代えると判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとしています。

〈参考〉地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が、大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることができることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされています。

「H26.7.17 文科省初等中等局長通知(抜粋)」

3. 基本計画の期間及び進行管理

〇 期 間

この基本計画が対象とする期間は、令和6年度を初年度とし、令和10年度までの 5年間とします。

○ 進行管理

点検及び評価等のPDCAサイクルに沿って、

- ①計画の推進にあたっては、計画を実効性のあるものとするため、進捗状況の点 検及び見直しをします。
- ②点検にあたっては、教育委員会の計画に沿って施策が実施されているか、事務 の点検・評価として実施し、その結果を公表します。
- ③点検・評価結果に応じた取り組みの見直しを行います。
- ④策定から5年を目途に見直し、新たな計画を策定します。

4. 基本計画策定にあたっての考え方

平成27年3月に策定された、『第2次南部町総合計画』の第2編「基本構想」、第2章「施策の大綱」、第5節「郷土愛を持つ人づくり(教育・文化)」及び第3編「基本計画」、第5章「郷土愛を持つ人づくり」を参考にする。

また、令和2年3月に策定された、『第2期 南部町 まち・ひと・しごと創生総合戦略』の第2編「総合戦略」、第2章「総合戦略の体系と施策の展開」、基本目標3「結婚・出産・子育てを切れ目なく支援する」中の「(3)子育てしやすいまちづくりの整備」、「(4)教育環境の充実」及び基本目標4「安全・安心に住み続けられるまちをつくる」中の「(1)誰もが暮らしやすいまちづくりの推進」、「(4)安全・安心なまちづくりの推進」に基づき、国・県の教育施策を勘案した中で、地域の実情を分析し、本町が目指す教育の「理念」、「目標」と「取り組み方針」を定めた『南部町教育振興基本計画(教育大綱)令和2年4月』を基に策定します。

国や県の教育施策や動向等以下の資料を参考とします。

- ・国の第4期教育振興基本計画(計画期間:令和5年度~令和9年度)
- ・山梨県教育振興基本計画策定のための検討有識者会議の概要
- 各種教育改革の答申等

子どもや学校、家庭・地域の状況の調査分析を常に心掛け、今後の国・県の教育施策の動向も見据えながら、必要に応じ教育振興基本計画の内容を修正します。

第Ⅱ章 南部町が目指すこれからの教育について

1. 基本理念

『広い視野をもち、ふるさと南部を支える人づくり』

地域社会・国・世界を含め、現代社会は日々大きく変化しています。広い視野と柔軟な発想でこの変化に正しく対応し、ふるさとを見つめ、学び、考え、たくましく・ しなやかに生きる人材の育成は、南部町の重要な教育課題です。

また、地域全体で質の高い教育を構築し、一人ひとりの多様な個性・能力を育み生かし、他者と協働し「ふるさと南部」の新たな価値を拓くことができる人材の育成を図る必要があります。

2. 基本目標

- (1) 人生を豊かにし、ふるさと南部を支える生涯学習・生涯スポーツの推進
- (2) 生きる力を育むバランスの取れた学校教育の推進
- (3) 教育力向上と学校教育との連携推進

3. 具体的施策

(生涯学習・生涯スポーツに関すること)

- ○地域住民の主体的学習・健康づくりの推進と拠点の整備
 - ・町づくりにつながる生涯学習・生涯スポーツの振興
 - ・ 生涯スポーツ施設の有効利用と適切な運営管理
 - ・生涯学習施設の有効利用と多様な学習機会の充実
 - ・文化財の保護・保全、継承と周知(情報発信と有効活用)活動

(学校教育に関すること)

- ○信頼される学校教育の取り組み
 - ・地域と共にある学校を目指した教育環境の整備と充実
 - 「生きる力」を育む質の高い学校教育の創造
 - ・魅力ある学校を支える指導環境の整備
 - ・学校教育を担う教職員の指導体制の充実と資質・能力の向上支援
 - 生命や人権を尊重し、自らを律し、他者を思いやる豊かな心の育成
 - ・体験活動の充実、健康・安全指導の充実、体力づくりの充実
 - ・南部町の自然・歴史・文化・産業を学ぶ「ふるさと教育」の推進
 - ・児童・生徒の多様な学習ニーズ、現代的課題に応じた教育の推進

(教育力向上に関すること)

- ○地域全体で健全な子どもを育てるネットワークの確立
 - ・「あいさつ日本一の町」への取組
 - ・学校・家庭・地域社会・行政の連携による子ども支援と学校の活性化
 - ・青少年の地域活動・社会活動への参加促進
 - ・地域全体で見守る、子どもたちの安全・安心な生活確保
 - ・中学校部活動地域移行に向けての検討

第Ⅲ章 教育施策の具体的方向

1. 人生を豊かにし、ふるさと南部を支える生涯学習・生涯スポーツの推進

生涯学習・生涯スポーツにおいては、あらゆる機会にあらゆる場所で、住民が主体 的に学習し、活動できるための支援の充実が重要です。

様々な年齢層における住民の社会参加を支援し、特にふるさと南部を支える青少年の育成のための豊かな体験づくりに寄与するため、以下の施策に重点を置きます。

◇基本目標

『地域住民の主体的学習・健康づくりの推進と拠点の整備』

◇基本方針

- (1) 少子高齢化や高度情報化の進展など、社会が著しく変化する中で、町民が生涯にわたって学ぶことができ、生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習推進体制を充実強化することに努めます。
- (2) 町民の生涯学習・生涯スポーツに対するニーズの多様化、高度化する中で、 町内の各施設が保有する教育資源と機能を有効に活用し、特色をいかした施 設となるよう機能の充実を図ります。

◇具体的施策

-施策(1) -

町づくりにつながる生涯学習・生涯スポーツの振興

- ①生涯学習・生涯スポーツの中心拠点である施設の整備と運営
 - ◇生涯学習・生涯スポーツの中心拠点である町の施設の整備促進
 - ・美術館・図書館・スポーツセンター・運動場・多目的広場等、効率的・計画的で適正な管理、運営、利用者・参加者の確保
 - ◇小中学校の体育館・校庭等の効率的かつ計画的で適正な管理
 - ◇生涯学習・生涯スポーツ施設の効率的で計画的な運営
 - ◇拠点施設の整備、適切なメンテナンス、計画的な改修

- ②地域の多様な学習活動の場としての役割を果たす公民館活動の支援
 - ◇各種学級、講座等を開催するなど、社会教育活動の拠点
 - ◇各区・組等の地域団体の活動拠点
 - ◇地域の災害対策の拠点
 - ◇身近なところで生涯学習に取り組めるように、公民館、町内の各種団体及び個人に対する学習機 会や学習指導者等の情報提供
 - ◇生涯学習活動の牽引者となる指導者や活動に携わるボランティアグループの育成支援
 - ◇自発意志により学習活動をしている団体は生涯学習に不可欠であることから、これらの団体などに 対する自主的活動の促進と支援
- ③イベント統廃合によるスリム化を目指す中での組織(行政・文化協会・スポーツ協会) 事業の充実推進
 - ◇町民の心の豊かさにつながるように、文化・スポーツイベントに係わる住民ニーズの把握に努める中での、事業のスリム化・重点化の推進
 - ◇地域間や世代間の交流が図れる事業や学習機会の充実
 - ◇アルカディアフェスタ(文化とスポーツの融合)の継続開催
 - ◇地域文化の振興に寄与するため、町民文化祭芸能発表会、内船歌舞伎定期公演等への協力

-施策(2)-

生涯スポーツ施設の有効利用と適切な運営管理

- ①生涯スポーツ振興・推進のため、スポーツ協会の組織の充実と行政の緊密な連携の推進
 - ◇スポーツ協会の組織充実と行政の緊密な連携協力体制の構築
 - ◇スポーツ協会の活性化、各種競技の指導レベルの向上
 - ◇各種大会への出場奨励や大会誘致、競技スポーツの振興
- ②町民誰でも気軽に参加し楽しめる、各種スポーツ・レクリエーションなどの普及
 - ◇スポーツ協会・スポーツ推進委員の活動を通しての、地域スポーツ・レクリエーションの活性化
 - ◇町民が自主的に親しめるような、スポーツ教室の充実
 - ◇多目的広場の利活用の促進

- ③生涯スポーツ施設の適正な配置と維持管理に努める中での、施設の管理・運営の充実と 効率化
 - ◇体育館、プール・トレーニング室、その他スポーツ教室やスポーツグループ育成事業など、より多くの利用者、参加者の確保
 - ◇スポーツの振興・町民の体力増進・健康保持、ふれあいを育むコミュニティの場として、誰でも楽しめる軽スポーツ教室の開催
 - ◇外部指導者によるレッスンの参加者確保
- ④各種スポーツ・レクリエーションに関する指導者の幅広い人材の発掘、確保、後継者の 養成、町民への普及と支援
 - ◇町民スポーツ振興の要であるスポーツ推進員、スポーツ協会等の指導者の養成
 - チャレンジデー、アルカディアフェスタ、ウォーキング、トランポリン・体操教室、スキー教室、 リズム会など
 - ◇幅広い年齢層へのスポーツプログラム、体力向上プログラム等の提供

-施策(3)-

生涯学習施設の有効利用と多様な学習機会の充実

- ①幅広い年齢層の町民の学習意欲、参加意欲を喚起する各種講座、講演会、教室等の充実、 地域間や世代間の交流が図れる学習機会の充実
 - ◇「南部いきいき大学」等の継続開催など、高齢者が積極的な社会参加を果たせるような学習と活動 の機会を提供、高齢者教育の振興
 - ◇中央公民館、文化ホール事業の充実推進
 - ・中央公民館:町民を対象とした公民館講座や各種教室の開催
 - ・文化ホール:芸術文化に関する住民の意識啓発、教養の向上を目的とする映画会、寄席、合唱発表会、各種コンサートなどの自主事業の開催
 - ◇各種の有料・無料の貸館事業など、よりよい利用形態を模索する中での、地域の文化振興への貢献
- ②町民の多様なライフスタイルに対応できる情報提供、他の図書館とのネットワーク化、 町内小中学校との連携、図書館ボランティアの育成等、町立図書館の効果的活用推進
 - ◇図書館と学校図書館を結ぶネットワークの活用を図る中での、学習にあった多種多様な資料の収 集、提供の推進
 - ◇地域の情報拠点、学習の拠点となる図書館を、町民の学習要求の多様化、高度化に対応

- ◇特別展示などの機会を通じ、町民と芸術家との交流
- ◇幼児から大人まで、だれもが読書に親しめる環境づくりを推進
- ◇読書文化の推進と図書館活動の活性化(令和5年2月宮西達也氏が名誉館長に就任)
- ◇町民の利活用の拡大を促進
- ◇小中学校の図書館と連携し、児童・生徒が本を好きになる事業の展開
- ◇歴史資料室の人材確保と調査活動への支援
- ③近藤浩一路記念南部町立美術館や近藤喜則史料展示室等と、学校との博・学連携による 学習活動推進、町民の郷土の歴史への関心を高める中での、史料展示室ボランティアの 養成推進
 - ◇小中学校の要望に応じた、出前講座等についての対応
 - ◇南部氏や近藤喜則の史料展示室の情報発信と町民への広報啓発活動の推進
 - ◇近藤喜則史料展示室を充実させ、小中学校の授業に活用できるような支援の充実
 - ◇山梨県の英語教育発祥地として、幼児・児童・生徒の英語学習活動の企画と支援
 - ◇収集した資料の整理、小中学生に向けた教材化の支援

-施策(4)-

文化財の保護・保全、継承と周知(情報発信と有効活用)の活動

- ①町内に残る貴重な文化財の適切な保存・保護、既存資料の整理分類、後世に伝えるべき 資料の保存・管理の環境整備
 - ◇貴重な文化財の適正な維持管理(パンフレット・マップの作成)と町民への情報発信支援
 - ◇既存資料の整理分類、後世に伝えるべき史料の収集・展示・保存・管理の検討
 - ◇民俗資(史)料などの収集・保存・活用方法の検討
- ②郷土の歴史・伝統文化の町内外への発信、ふるさと南部の歴史・文化にふれる学習機会 設定
 - ◇ふるさとの伝統文化の支援と継承を推進し、郷土芸能や伝統技術等の伝承のための記録保存の支援
 - ◇郷土芸能等を紹介する機会と資料の充実

- ③他の地域を訪問することで、自分の住む地域の歴史や文化の重要性を理解し、再認識する、文化財を活用した研修の推進
 - ◇郷土の歴史·伝統文化を町内外の人々に発信する中で、「ふるさと南部」の歴史·文化に触れる学習機会研修の推進
 - ◇町民が文化財に親しみやすくなる環境づくりの整備
 - ◇歴史・文化財散策ルートの開拓・整備
 - ◇誘導案内標識や解説板(文化財や施設)の設置
 - ◇郷土芸能や伝統技術等の伝承のための、記録保存と紹介・発信

2. 生きる力を育むバランスの取れた学校教育の推進

学校教育で獲得すべき知識や技能、学ぶ意欲、課題を解決する資質や能力等、いわゆる「確かな学力」は、地域教材、地域人材を通して学ぶことで、一層強固なものになります。

また、地域の題材や先人の生き方を学ぶことは、「豊かな人間性」を育みます。「健康と体力づくり」と併せ、南部町の子どもたちの「生きる力」の育成を目指し、以下の施策に重点を置きます。

◇基本目標

『信頼される学校教育の取り組み』

◇基本方針

- (1) 生涯を通じた「学び」や「成長」を育む場は、学校・家庭・地域の中にあります。 様々な社会の変化を踏まえた新たな連携・協力の仕組みを構築するとともに、 学校・家庭・地域はそれぞれに求められた役割を十分に果たせるよう取り組み を支援します。
- (2) 生産人口の減少、経済規模の縮小、税収の減少、社会保障費の拡大などが 予想され、これらに係わる負担をどのようにするか、持続可能で活力ある社 会を支える「生きる力を十分に持った」たくましい子どもを育成する学校教育 を推進します。
- (3) 人口減少社会にあって「多様性」が重視され、かけがえのない一人ひとりが 多様な個性と能力を最大限に生かし、共に助け合っていく社会の構築に向け た学校教育を目指します。

◇具体的施策

-施策(1) -

地域と共にある学校づくりを目指した教育環境の整備と充実

- ①南部地区小学校の適正配置に関する検討の継続と新小学校の教育活動の充実
 - ◇新小学校統合準備委員会の設立、使用校舎の改修、教育課程の編成、通学方法の検討、校名・校歌・ 校章の制作、閉・開校式典等、統合に向けての必要な事業の確実な推進
 - ◇自ら課題を発見し、主体的に学び合う協働的な学習活動が可能になる教育環境の整備
- ②義務教育の9カ年(小中連携)を見通した教育を展開するために、保・幼・小と小・中の円滑な接続、また各ステージの接続を重視した情報交換や指導法の交流を通しての、 子どもたちの学びと成長を一貫しての支援
 - ◇保幼小・小中の情報交換や指導法の交流を通じ、小1プロブレム解消のためのスタートカリキュラムの改善、中1ギャップ解消への努力
 - ◇町費負担教員及び非常勤講師配置事業(きめ細かな指導、免許外教科解消等)の推進
- ③保護者や地域住民の参画で、学校運営の改善に取り組む「学校運営協議会制度」の一層 の充実を目指した支援
 - ◇学校運営協議会全体会を開催し、成果と課題を共有(評価・改善を次年度につなげる)
 - ◇地域と共にある学校として、保護者や地域への情報発信・広報活動等の取り組みを支援
- ④山梨・青森県南部町児童交流会実施事業の充実
 - ◇山梨・青森県南部町の児童が、互いの町の歴史や文化、ふるさとの特色や学校などを紹介し合い、 新しい時代の主役となる児童交流の推進

-施策(2)-

「生きる力」を育む質の高い学校教育の創造

①全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を 図り、主体的・対話的で深い学びの実現を目指す教育の推進

- ◇学習意欲を喚起させ、基礎的・基本的な知識や技能の習得を徹底
- ◇少人数指導による、きめ細かな学習の展開の支援
 - 特別支援教育支援員(学力向上支援員)の各校配置の継続
- ◇児童・生徒のニーズに応じた教育を支援する教員の配置事業(町教育支援センター)の推進
 - ・ I C T 教育支援員の配置
 - ふるさと教育(N授業を含む)支援員の配置
 - 学力向上・不登校・教育相談支援員の配置
 - ・地域学校協働本部(学校支援ボランティア)担当の配置
- ②学校においては課題発見・解決的な学習の推進と、思考力・判断力・表現力を育成する 授業の充実、家庭にあっては、規則正しい生活習慣の確立や学習習慣の定着を図り、個々 の児童・生徒の学力の向上を目指す取り組みの支援
 - ◇読み・書き・計算の反復練習(家庭学習や始業前・放課後)の推進
 - ◇わかる授業、驚きや発見、感動のある授業づくりの推進
 - ◇学び合いを大切にした授業づくりの推進
 - ◇学んだことを活用する力の育成
 - ◇総合的・横断的な学習の充実
 - ◇体験的学習やものづくり教育の推進
 - ◇「家庭学習の手引き」等を配布し、学習習慣が身につくようにする取り組みの支援
 - ◇読書の習慣化の取り組みの支援
 - ◇基礎学力定着と学習意欲向上を図るための、長期休業期間等を利用した補習的学習の支援
 - ◇「やまなしスタンダード」の7つの視点を取り入れた授業づくりの推進
- ③特別支援教育において、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力 を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための、適切な指導と必要な支援
 - ◇町費負担教員及び非常勤講師配置事業(きめ細かな指導、免許外教科解消)の継続支援
 - ◇小中学校特別支援教育支援員(学力向上支援員)配置事業の継続
 - ◇乳幼児期から中学校卒業まで、一貫した相談支援体制の構築による、適正就学の充実と支援
 - ◇各校において、特別な支援が必要な児童・生徒の人数や障害に応じた、必要な支援員の配置
 - ◇個別支援を必要とする児童・生徒のための、生活や学習の困難さ改善を目指す、適切な教育支援
 - ◇障害のある児童・生徒の支援について、障害に応じた特別支援学級設置等の措置への努力

- ④グローバル化の時代にふさわしい人材の育成や、小学校英語の教科化への対応として、 小学校英語専科教員の配置と、小中学校へのALT招致事業の継続
 - ◇町内の小中学校への外国語指導助手設置事業の継続
 - ◇小学校外国語(英語)教科化支援事業の継続
 - ◇本町の実情に応じた県費負担教員の確保
- ⑤山梨県の英語教育発祥の地にふさわしい事業として、英語活動の楽しさや積極的なコミュニケーション能力の育成、外国の文化に対する興味や関心を喚起する事業の推進
 - ◇小学1・2年生を対象にした事業「英語で遊ぼう」の実施
 - ◇山梨県の英語教育発祥の地にふさわしい、児童・生徒の英語活動(英会話等)の支援
- ⑥一人一台端末等の I C T (情報通信技術)機器の効果的な活用、I C T 環境の整備・充実、 情報モラル教育の推進
 - ◇町教育支援センターⅠCT教育支援員による各校におけるICT教育の支援
 - ◇学校におけるICT環境の整備、情報モラル・マナーの育成推進
 - ◇南部町版「情報端末リテラシー系統表」の活用促進
- ⑦豊かな言語環境は、児童・生徒の感性や情緒を育みます。各学校において、定期的に読書時間を確保して読書の習慣化を図り、授業においても、すべての教科・教育活動における言語環境の充実・推進の支援
 - ◇コミュニケーション能力を身に付ける教科横断的な学習の展開の支援
 - ◇あらゆる教育活動を通じて、時と場に応じた言葉遣いの習得の充実支援
 - ◇学校・家庭・地域・協力団体と連携しての、読書活動の充実支援
 - ◇言語環境づくり(暗唱、音読、漢字書き取りなど)への取り組みの充実支援
 - ◇読書ボランティアや教職員による「読み聞かせ」活動の推進支援
- ⑧令和元年度から導入された「連携型中高一貫教育事業」の推進の支援
 - ◇学校教育の基礎として、体系的なキャリア教育の推進
 - ◇少人数指導やTT(チームティーチング)指導による、きめ細かな学習の展開(支援員の配置)の 支援

一施策(3)一

魅力ある学校を支える指導環境の整備

- ①町内小学校の学校規模による教育環境の違いを乗り越え、同学年交流を図り、多様な意見や考えに触れ、思考力や表現力の向上を目指す「小小連携事業=N授業(Nは南部のN)」を実施し、併せて、N授業の指導者である教員間の連携推進と方向性の検討
 - ◇先輩教師の指導や同僚間の学び合いを大切にする学校文化の醸成を支援
 - ◇N授業に関連して、同学年部会が有効に機能するように支援
 - ◇一貫性(小中連携)を持たせた小中学校の教育課程の編成を支援
 - ◇保幼小、小小・小中・中高の異校種間交流・連携の推進支援
- ②学校図書館司書を軸にした図書館の利活用推進による読書活動の充実と、学校と町立図 書館の連携による児童・生徒の読書環境の整備
 - ◇「知の拠点」である各小中学校の図書館と町立図書館との連携の支援
 - ◇町内各小中学校への学校図書館司書の継続配置の推進
- ③家庭や読書支援ボランティアとの連携による読書活動の推進の支援
 - ◇読書ボランティアと連携して、子どもたちの読書活動の支援
 - ◇家庭での親子読書の活動の支援
 - ◇「朝読書」や「雨の日読書」、「バス待ち読書」等の推進の支援
- ④町教育支援センターの事業を通じて、学校の教育活動、指導体制の支援
 - ◇月2回開催の学力向上対策事業「未来塾(小中別の南部・富沢教室)」の一層の充実推進
 - ◇支援を必要とする生徒(児童)の実状に応じた「適応指導教室事業 (チャレンジ教室)」の充実推進
 - ◇特色ある南部町教育推進事業の支援
 - ・小学校全学年を通した英語活動を目的とした、1・2年生の「英語で遊ぼう事業」の推進
 - 多様な考えに触れ学びを深めることを目的にした、町内3校合同の「N授業」の充実推進
 - 学校の要請に応じた「ふるさと教育」への出前講師の派遣支援
 - ◇学校が必要とするICT教育支援事業の支援
 - ◇教育相談支援事業(専門機関と連携)の支援
 - ◇小学校英語教科化支援事業の継続
 - ◇教職員の指導力向上研修事業の充実支援

- ⑤町教育支援センター内の「地域学校協働本部」を通じて、地域人材の積極的活用の推進
 - ◇学校の教育活動に地域の力をいかす、学校支援ボランティアの連絡調整にあたる地域学校協働本部体制の支援と整備

- 施策 (4) -

学校教育を担う教職員の指導体制の充実と資質・能力の向上支援

- ①教職員は、児童・生徒の学力向上や心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を 与える存在であることから、県教育委員会や総合教育センター、町教育支援センターと の連携を図りながら、資質・能力の向上支援
 - ◇教職員の資質や能力、実践的指導力を高めるため、各種研究集会に参加の協力支援
 - ◇教職員の指導力向上研修事業として、町教育支援センター主催による、教職員が必要とする実践的 な研修機会の充実支援
 - ◇町教育支援センターの指導員や地域学校協働本部を通じて地域人材の積極的活用の支援
 - ◇各校の研究活動や教職員の自主的研修活動の支援
- ②教職員が児童・生徒の教育活動に専念できるようにするための、働き方改革の全面的支援
 - ◇日常の小さな積み上げを大切に、常識にとらわれない発想での学校現場の取り組みの支援
 - ◇町教育支援センターや地域学校協働本部を通しての、小中学校の教育活動の支援
 - ◇社会科副読本編集員(専門スタッフ)の配置による、教職員の負担軽減の支援
 - ◇学校における事務の一層の効率化を進め、教員の業務負担軽減及びそれを通じた教育の質の向上を図るため、県と町が一体的に校務支援する I C T 化の推進
- ③教育環境が変化する中、新たな指導への取り組みや様々な要望が増え、教職員自身が悩んだり、対応に追われたりするケースに対応する相談支援体制の充実
 - ◇町費負担の講師や支援員などの配置による、子どもに向き合う環境づくりの推進
 - ◇スクールカウンセラーや心の教室相談員、部活動指導協力員などの、外部人材活用の支援
- ④町教育委員会への指導主事配置の検討
 - ◇県費負担にこだわらない、指導主事配置形態(常勤・非常勤)等についての、様々な角度からの実 現可能な方法の検討

-施策(5)-

生命や人権を尊重し、自らを律し、他者を思いやる豊かな心の育成

- ①「いのち」を大切にすることを基盤とした教育の推進に努め、豊かな心を育む教育の充実を図り、併せて豊かな感性や情操を育み、体験活動を重視するとともに、文化芸術に触れる機会の構築
 - ◇「ふるさと山梨(県版)」や「社会科副読本(町版)」を活用し、郷土の歴史や文化に触れる機会の充 実を通しての、郷土を愛する心の育成
 - ◇豊かな心を育むための、音楽(合唱)発表会や芸術鑑賞会開催の支援
 - ◇地域人材の積極的活用を図りながら、学校の教育活動の充実支援
- ②児童・生徒がボランティア活動を通して、地域の人たちと関わり合いを持つことで、社会の仕組みや課題に目を向けるとともに、人と人の助け合いの大切さを学ぶ機会とし、これらの体験を通して広い視野と心豊かな感性を持った児童・生徒の育成推進
 - ◇学校・地域・行政の連携を密にし、情報を共有した活動(学校・家庭・地域)の支援
 - ◇有害な環境の浄化活動、声かけ活動、見守り活動など、地域ぐるみの青少年非行防止の運動推進
 - ◇本町の多様な自然や歴史文化資源を活用し、関係機関と連携して、本町独自の青少年期における体験活動の創出
- ③道徳の授業や教育活動全般を通して、生命の大切さや善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成することへの支援
 - ◇学校のあらゆる活動を通して、豊かな心を育む道徳教育の充実推進
 - ◇学校のあらゆる活動における、人権教育の充実推進
- ④いじめ、不登校など生徒指導上の悩みに応えるため、町教育支援センター事業として、 学校や関係機関と連携した教育相談事業や適応指導教室を支援する「チャレンジ教室」 事業の推進
 - ◇児童・生徒の保護者との信頼関係を築く中で、諸問題の早期発見と的確な指導の推進
 - ◇スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用するとともに、必要に応じて相互に連携を図ることによる、教育相談活動の充実
 - ◇学校における指導・相談体制を組織的に整備し、全教職員の共通理解を図る中で、適切な児童・生 徒の理解
 - ◇小中学校のスクールカウンセラー配置の継続と、小学校も含めた早期からの心のケアの充実努力

- ◇障害のある子どもたちの就学については、学校教育課、福祉保健課、子育て支援課・保育所や幼稚園とも連携した早期対応への努力
- ⑤多様化する児童・生徒の問題に対する、人格や人権を守る指導の推進
 - ◇スクールカウンセラーの継続配置の推進
 - ◇心の教室相談事業の推進と活用
- ⑥家庭の経済状況等を的確に把握した上で、要保護及び要準要保護児童・生徒に対する支援の充実
 - ◇学校教育課、福祉保健課、子育て支援課等による、子どもたちに係わる情報の共有と必要な支援
 - ◇経済的支援を必要とする児童・生徒のため、関係機関と連携し相談体制を強化した教育支援

-施策(6)-

体験活動の充実、健康・安全指導の充実、体力づくりの充実

- ①子どもたちの健やかな成長には、基本的生活習慣の定着や規則正しい生活リズムの確立 が不可欠なことから、自分の健康は自分で作り上げようとする意欲の向上を目指し、家 庭・地域と連携した健康教育の推進
 - ◇保育所・幼稚園と小中学校との連携を強化し、保健(健康と安全)に関する情報を共有することによる、入学・進学の準備段階において効果的な指導が可能な体制づくりの推進
 - ◇日頃より感染症予防の対応に取り組むとともに、健康管理についてあらゆる機会を通して情報を共有することへの支援の推進
- ②豊かな自然環境の中で自然体験や勤労体験を行う教育課程の編成の指導と支援
 - ◇様々な体験活動を位置づけた教育課程の編成を支援
 - ◇自然とのふれあい活動や勤労体験を通して、「感性豊かな、たくましい児童・生徒」の育成支援
- ③安全指導の充実・改善を図り、系統性を踏まえ、年間計画に基づいた安全教育や防災教 育の推進
 - ◇学校・家庭·地域·行政が情報の共有と連携を図った中で、防災に関する学校教育の取り組みの支援
 - ◇地域や保幼小中と連携しての実践的で実効性のある防災訓練、引き渡し訓練の充実推進

- ◇日頃からの点検活動の推進と通学路の安全確保(南部町通学路交通安全プログラム)の支援
- ◇学校や地域の実情に応じた、児童・生徒が最も利用しやすい安全なスクールバス(タクシー)の運 行努力と効率的な利用
- ◇安全・安心な学校づくりのため、保護者・地域等の間で迅速な情報共有が可能となる取り組みの推 進
- ④緊急性のある情報(災害や感染症等による臨時休校・登下校時刻の変更、学級閉鎖、不審者情報等)を行政、学校及び保護者間で速やかに共有できる仕組みの構築
 - ◇災害時や感染症対応の連絡体制など、学校の危機管理体制の整備についての支援
 - ◇安全・安心メールによる、情報の共有を迅速に図る手立ての研究継続
 - ◇災害時の安全と混乱を避けるため、「児童・生徒の引き取り」について、学校は「責任ある大人が引き取りに来るまで何日でも預かる」ことなど、教育委員会の基本姿勢の周知
 - ◇スクールガードリーダー等による、地域ぐるみの学校安全体制整備事業の充実推進
 - ◇学校管理下における児童・生徒の不慮の災害に備えた、日本スポーツ振興センター災害給付金事業 への加入支援
- ⑤子どもたちの発達段階に応じ、危険を予測し、回避する力の育成とともに、主体的に行動する安全教育・防災教育、自分の命は自分で守る教育の推進、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成
 - ◇子どもたちの安全を見守る地域活動の推進を支援
 - ◇子どもたちが生涯にわたり、自らの安全・安心の確保ができるための基礎的な知識の育成支援
 - ◇学校の教育活動を通しての、自分の命は自分で守る教育の推進
- ⑥病気から身体を守り健康な生活を営むため、児童・生徒の成長・発達を促し、身体能力 の基礎を養い、心身ともに健康的な生活を送れる体力の向上に取り組むことへの支援
 - ◇新体カテスト等によって、児童・生徒の体力の現状を把握した上で、効果的に体力を向上させるための健康体力づくり一校一実践運動の取り組みの検討
 - ◇体育・保健体育の授業を通し、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を身に付ける ことや、体力を向上させることへの支援
- ⑦学校における食育を通して、食は「いのち」を育む基本であることを認識し、食に関す る正しい知識と望ましい食習慣が形成されるような指導の充実
 - ◇「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣形成支援
 - ◇専門知識を持った栄養士や学校栄養教諭による指導の充実

◇学校給食における郷土料理の提供と食文化の継承、併せて地域で採れる食材の利用促進(地産地消)

- ⑧格差社会の影響により「食」に関する環境が著しく低下している中、児童・生徒の「心身の成長」を妨げる要因にならないよう、食に関心をもち、健全な食生活を実践する力の育成
 - ◇望ましい食習慣の形成に結びつけられる指導の充実と、学校栄養教諭等の専門知識を活用しながらの、学校全体さらには小中学校の連携支援の充実
 - ◇「早寝・早起き・朝ごはん」など、基本的な生活習慣の改善を図る指導充実への取り組みの支援
- ⑨安心で安全で安価な、栄養面でも十分配慮したおいしい給食を提供することにより、児 童・生徒が望ましい食習慣を身に付けることへの育成推進
 - ◇学校給食共同調理場運営事業の支援(食の安全・安定した雇用確保の観点から業者委託も視野に)
 - ◇提供する食材のあり方と、安全・安心な食材を提供するための「地産地消」の取り組み支援
- ⑩スクールバス等の多様な交通手段の導入や放課後の遊び時間の減少等、児童・生徒の体力低下への対応と検討
 - ◇日々の生活の中での、スポーツ機会の充実、学校体育の充実推進の支援
 - ◇体育や学校行事を通じての気力・体力の向上の支援
 - ◇外遊びの奨励や体育指導の充実への取り組み支援

-施策(7)-

南部町の自然・歴史・文化・産業を学ぶ「ふるさと教育」の推進

- ①町の自然・歴史・文化・産業に関する資料に基づく教材化、授業化の推進と、地域人材 の積極的な活用支援
 - ◇地域の自然、歴史、伝統文化にふれる学習機会の設定
 - ◇地域人材や埋もれた地域素材(自然·歴史·文化·産業)等の発掘と、積極的な利活用の支援

- ②ふるさと教育を体系化し、義務教育の9年間を通して、地域探訪、地域行事への参加、 歴史講演会など、「ふるさと南部」のすばらしさや課題を発見・体験し、地域を理解する 学習の推進
 - ◇「ふるさとカルタ」などを利活用しての、郷土の歴史や文化を学ぶ機会の推進
 - ◇「ふるさと教育」で示された「理念」や「目指す子ども像」の、学校経営や運営への反映
- ③各種事業の展開に際して、地域のことを知り、地域の魅力を発見し、地域のことが好き になり、郷土を大切にする児童・生徒を育成するための「ふるさと教育」の充実
 - ◇他の地域と比較することで、自分の住む地域を理解する学習(研修)機会の推進
 - ◇「ふるさと山梨」(県版)や「社会科副読本」(町版)の活用、地域との連携、人材の活用による郷土 学習の推進
- ④郷土の自然・伝統・文化を知り実物に触れることにより、先人が築いてきた努力や郷土 への思いに気付くとともに、自己との対話を通した、郷土を大切にする心の育成
 - ◇地域の人たちとの交流を活発にし、地域行事への参加とともに、昔話・地域の歴史・昔の遊び等を 聞いたり経験したりする学習の推進
 - ◇町の自然・歴史・文化・産業などを学ぶ「ふるさと教育」への、地域人材の活用の推進
- ⑤グローバルな視野をもつと同時に、自分の足元である「ふるさと南部」をしっかりと見 つめる教育の推進
 - ◇地域の歴史・伝統・文化を学ぶ体験活動を通じ、郷土への誇りを醸成することによる、来町者への「おもてなし」の心の育成
 - ◇郷土学習教材「わたしたちの南部町」(町版)、「ふるさと山梨」(県版)を活用したふるさと教育を推進し、児童・生徒が郷土山梨(南部)への関心と理解を深め、郷土を愛し、郷土に誇りを持てるような心の育成
- ⑥成長段階に応じ、文化館と小中学校との博・学連携による、南部氏の歩んだ歴史や蒙軒 学舎創立者の近藤喜則や水墨画家近藤浩一路に関わる学習の充実支援
 - ◇近藤浩一路記念南部町美術館・近藤喜則史料展示室(美術館併設)・南部氏館(道の駅なんぶ併設) 等の町の教育施設を積極的に利活用した町民の郷土学習活動の支援

-施策(8)-

児童・生徒の多様な学習ニーズ・現代的課題に応じた教育の推進

① (国際理解教育の推進)

自国だけでなく他国の文化、伝統など広い視野に立って異文化の理解に努め、異なる文化や習慣を持った人々と共生することが強く求められる中、多様な価値観を受け止め、尊重する態度を育成するとともに、外国語をはじめとする幅広いコミュニケーション能力を身につけることへの支援

- ◇広く世界に目を向け、共に生きる視点に立ったボランティア活動や平和教育の推進支援
- ◇小学校外国語活動・教育の実施にともなう、中核となる教員の育成と指導方法の研究推進
- ◇ALTなど、外部人材の積極的な活用の推進

② (情報選択活用及び情報モラル教育の充実)

いつでもどこでも、ほしい情報を入手できる時代にあって、情報社会に参画する際のモ ラルや技術を身に付けるとともに、情報を選択し活用する力を育てるための教育の推進

- ◇情報モラル・マナーの育成と併せて、必要とする情報を選択し活用する力の育成推進
- ◇情報機器の整備・充実と操作する基本的な知識の育成推進

③ (環境保全教育の推進)

子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続 可能な社会を構築するため、次世代を担う児童・生徒の環境に関する学習と実践の機会 を提供

- ◇省エネ・省資源・リサイクルなど、日常的・継続的な環境保護活動の推進
- ◇自然環境を保護・保全する実践的な活動の育成推進
- ◇小学校の手すき和紙による卒業証書の作製(三椏採取・皮むき・紙すき・乾燥)への支援

④ (生活安全・交通安全・災害安全の教育推進)

児童・生徒の安全・安心(生活・交通・災害)のため、通学路の安全確保、学校施設の整備などに取り組み、子どもたちが生涯にわたり、自らの安全を確保することができる 基礎的な知識(危険予測回避能力など)を育成する教育の推進

- ◇大人の力で、安全・安心が保障された、信頼される学校づくりの推進
 - (取り組みの再点検、危機意識の共有、児童・生徒の指導(危険予知・危機回避)、地域との連携)
- ◇防災・避難の備えを地域ぐるみ(保幼小中+地域+行政)で行うことの推進支援。
- ◇学校・家庭・地域・行政が連携しての「地域参加」、「見守り」、「あいさつ」運動の活動支援

⑤ (相談・支援体制の充実)

小中学校へのスクールカウンセラー事業の充実を図り、保幼小も含めた早期からの心の ケア等の支援体制の充実

- ◇保幼小・小中の情報共有などの異校種間連携の強化と、民生児童委員や関係諸機関との連携や相談 体制を充実し、問題の早期発見を目指す対応の支援
 - 不登校児童・生徒の教育機会の確保
 - ・いじめ、暴力行為、虐待行為、体罰等、問題行動への対応
 - ・実態把握のための取り組みの促進と未然防止策の充実
- ◇いじめ問題に関する認識を深め、人権感覚を養い、早期発見や適切に対応できる能力向上に資する ための研修等の充実
- ◇保育所・幼稚園の保護者に対するきめ細かな情報発信の支援ための、研修等の充実・推進
- ◇障害のある子どもたちへの支援について、個々の障害に応じた特別支援学級の設置等に必要な教育 的措置の検討
- ◇特別支援教育支援員(学力向上支援員)の配置により、障害のある児童・生徒一人ひとりの特性に 向き合い、持てる力を高め、生活や学習上の困難さの改善をめざした適切な教育的支援の推進

⑥ (保・幼・小及び小・中連携推進)

義務教育の9カ年を見通した教育を基本に、保・幼・小及び小・中相互の異校種間連携 教育や、接続を意識した交流活動の支援、小1プロブレム・中1ギャップの解消

- ◇保育所・幼稚園・小中学校における、子ども一人ひとりの心身の健康と発達に関する情報共有の支援
- ◇保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校また中学校と高等学校の連携と交流活動の推進

⑦ (キャリア教育・職業教育の推進)

児童・生徒が、自分にとってふさわしい進路を主体的に選択し、社会人・職業人として 自己実現を図るために必要な知識、技能、態度、価値観等を組織的、計画的に習得し、 望ましい勤労観、職業観を身に付けられるよう、小・中学校を通じた系統的な指導を推 進し、併せて、自立して生きていくための「力」を育む学習の充実

- ◇学校教育の基礎として、体系的なキャリア教育の推進
- ◇小学校では、仕事が支える社会の仕組みの理解や「生きる力」を醸成する学習の充実・推進
- ◇中学校では、職業適性検査、先輩など社会人の講話を聞く学習、職場体験学習の実施支援。全学年 を通じての進路学習の実施支援
- ◇キャリアパスポートの作成と義務教育の9カ年を見通した積極的な利活用の推進

⑧ (SDGsの実現に貢献するESDの推進)

ESDとは、Education for Sustainable Develop mentの略(持続可能な開発のための教育)。将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて持続可能な社会を維持・発展させていく創り手の育成

※ESDについては、平成29年(2017年)に告示された学習指導要領の前文及び 総則において「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられている

3. 教育力向上と学校教育との連携推進

現代社会においては、少子高齢化、国際化や情報化、価値観の多様化などが進む中で、社会全体でつながりや思いやりの心、規範意識が低下したと言われています。また、経済の二極化が進み、厳しい家計の中で学習の機会が十分に保障されない子どもたちの存在も報告されています。

幸い、本町は人情や人と人との支え合いを大切にしてきた土地柄であり、今も地域の青少年への温かなまなざしや励ましが随所で感じられます。

社会が急激に変化する現在において、ふるさとのもつ良さを教育資源として活用することは、重要な意味があります。青少年が健やかに育つ環境を整備するため、学校と家庭・地域の連携、協働体制を構築し、地域が子どもを育て、子どもが地域の担い手に育つことを目指した人材育成を推進するために、以下の施策に重点を置きます。

◇基本目標

『地域全体で健全な子どもを育てるネットワークの確立』

◇具体的方針

- (1) 学校・家庭・地域・行政が、社会の変化に対応した新たな連携・協力の仕組 みを構築し、それぞれに求められる役割を果たします。
- (2)子どもたちが地域の中で安全・安心にして、様々な体験や交流活動や学習活動を行える場づくりを推進するとともに、多様化・深刻化する教育課題に対応するために、地域全体で支援する体制づくりを進めます。
- (3) 地域社会に根ざしたウェルビーイングの向上を目指し、多様な個人それぞれ が幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられ るものとなる教育を推進します。(あいさつ運動等)

◇具体的施策

- 施策(1) -

「あいさつ日本一の町」への取組

- ① 「あいさつ日本一の町」を目指した、声かけ運動・あいさつ運動の推進
- ②子どもたちが健やかに成長するために、学校・家庭・地域・青少年育成団体など、連携・協力した社会を高める地域活動への支援の強化

- 施策 (2) -

学校・家庭・地域社会・行政の連携による子ども支援と学校の活性化

- ① 住民の積極的な参加による学校運営協議会(コミュニティ・スクール)事業を推進し、 児童・生徒の成長に多くの町民が関わる機会を設ける中、町教育支援センター内の地域 学校協働本部を通じて地域人材の積極的活用を推進し、地域全体で子育てをする機運 の醸成
 - ◇地域の子どもをみんなで育てていくという意識を大切にし、学校·保護者·地域住民が目標を共有 した学校づくり(学校運営協議会)の推進の支援
 - ◇子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現のために、学校だけでなく、家庭や地域社会と一体となった取り組みの支援
- ②地域の交流を促進させ、親子読書や読み聞かせ活動を推進し、読書習慣の定着の推進
 - ◇豊かな感性・情緒を育むために読書の果たす役割は大きいことから、本好きな子どもを育てるため の学校図書館の充実、日常的な読書の習慣化、朝読書の推進
 - ・地域における読書環境の整備
 - ・子どもが読書に親しむ機会の提供(家庭や読書ボランティアとの連携)
 - ・町立図書館と学校図書館との連携事業の推進
- ③教育委員会と福祉関係の各課・各機関との連携、また、学校・家庭・地域との連携を強め、経済的な理由で子どもの心身の発達、生活体験、学習意欲・習慣、基本的な生活習慣等の確立に大きな影響を与えることのないような取り組みの支援
 - ◇経済的支援を必要とする子どもたちのための、関係機関と連携した相談体制の強化
 - 家庭環境、学習環境の向上の支援
 - ・家庭の教育力の向上の支援
 - ・規則正しい生活習慣の確立の支援
 - ・家庭学習の習慣化の支援

-施策(3)-

青少年の地域活動、社会活動への参加促進

- ①青少年育成町民会議や育成会活動を通し、地域総参加で子どもを支援する体制の構築
 - ◇青少年育成町民会議(夏季・冬季生活指導会議)の開催時期・運営計画の見直しも含めた検討
 - ◇青少年育成活動を円滑に推進するため、育成会・子どもクラブなどへの支援
 - ◇育成会・子どもクラブ活動の支援とともに、青少年の自立心を育て、社会性を養うボランティア活動など社会参加の促進
- ②地域の祭り、伝統行事への児童・生徒の積極的な参加の推進
 - ◇関係機関と連携しながら、本町の多様な自然や歴史・文化資源を活用した本町ならではの青少年期 における体験活動の創出
 - ◇地域行事や町の行事への積極的参加の呼びかけ、町職員や教職員の参加の推進
- ③地域活動・社会活動・ボランティア活動・防災活動への参加の促進と規範意識の醸成
 - ◇子どもたちが健やかに成長するために、学校·家庭·地域・青少年育成団体が連携・協力した社会を 高める地域活動への支援の強化
 - ◇環境美化・浄化活動・声かけ運動・見守り活動など、地域ぐるみの青少年の非行防止への取り組み の推進
 - ◇子どもたちがボランティア活動を通じて地域の人たちと関わり合う中で、社会の仕組みや課題に目を向ける取り組みの推進
 - ◇人と人の助け合いの大切さを学ぶ機会や体験を通しての広い視野と心豊かな感性を持った子どもたちの育成
 - ◇中学生の自主防災組織の結成
- ④子どもたちが、家族や地域とのふれあいを通じて基本的な生活習慣や倫理観を身に付け、家族や親子の強い絆が育まれるような、家庭・地域の教育力向上に向けた支援
 - ◇学校評価及び学校関係者評価の実施と学校経営への反映
 - ◇学校経営方針の公表(学校運営協議会等)と保護者地域への積極的な情報発信の推進
 - ◇コントロールでなくサポーターとしての、学校・保護者・地域住民が目標を共有した学校づくり推進(学校運営協議会の設置と運営)

- ⑤地域の理解と協力を得ながら、放課後の児童の安全や健やかな居場所づくりを進める、体験活動・交流活動の推進
 - ◇放課後の児童の安全・安心で、健やかな居場所づくりを推進するために、地域の各種団体の協力を 得る取り組みの推進

-施策(4)-

地域全体で見守る、子どもたちの安全・安心な生活確保

- ①スクールガードリーダー事業を通した、学校・家庭・地域・行政が連携しての、児童・ 生徒の安全・安心な登下校の確保
 - ◇各地区のボランティアによる登下校や放課後における見守り活動の支援
 - ◇青少年育成関係団体との連携と、「スクールガードリーダー」や「青パト」等による通学路の安全パトロールの推進・強化
 - ◇児童・生徒の下校時に合せた「見守りウォーキング」等の奨励促進
- ②放課後児童保育や学童保育の活動と学校との連携が円滑に推進され、効果的な安全対策 が実施できるような支援
 - ◇平日における放課後や長期休業を利用した「放課後児童保育」の開催に向けて、学校や子育て支援 課との連携
 - ◇児童館の運営について、学校教育課と子育て支援課の連携を推進する
- ③教育委員会が主催する南部町通学路安全推進会議の活動を通しての、通学路の安全確保 のための取り組みの強化・推進
 - ◇道路管理者、警察署、学校、教育委員会のほか関係機関との継続的な連携
 - ◇関係機関が相互に連携・協働しての通学路の安全確保に向けた取り組みと、継続的な「南部町通学 路交通安全プログラム」の推進
 - ◇通学路の対策必要箇所の改善に関しての各機関との連携推進
 - ◇児童・生徒、住民への危険・改善箇所の周知と交通安全指導及び教育の実施

- 施策 (5) -

中学校部活動地域移行に向けての検討

- ① 学校,教育委員会ほか町内関係機関との連携
- ② 部活動地域移行検討協議会の設置・支援
- ③ スポーツや文化活動の指導者の人材確保

第2次南部町教育振興基本計画

発 行 日:令和6年3月

発 行:南部町・南部町教育委員会

策定担当:南部町教育委員会 学校教育課

₹ 409-2305

山梨県南巨摩郡南部町内船 4473 番地 1

Tel 06556-64-4842